

みどり通信

第145号 2007. 10. 9

CONTENTS

● 一言発言	P1	● 小規模企業共済	P8
● 税務	P3	● FX 2 活用事例	P9
● 一倉 定 経営心得	P4	● これからの研修	P10
● 社会保険	P5	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 営業カレンダー	P11



春から事務所の玄関でお客様を出迎えてくれた
“サフィニアブーケ”です。名前のとおりブーケのように
まあいっくこんもりと咲いています。

(10/9撮影)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

10月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、10月8日のホームページ掲載のものからです。

『人生を楽しめる人とは、 他律的時間を自律的時間に変えられる人・・・』

先日届いたフナイFAXに、小山政彦メモとして、渡部昇一さんの「ものを考える人～頭を良くする生活術」を読んで得た気づきが紹介されています。

以下その一部を紹介します。

① 知的生産をする上で、中断は致命的な障害となる。中断することなく、ものごとに熱中すれば、脳は最高の機能を発揮する。

高校時代に親や教師は、「1時間くらい勉強したら休憩をとりなさい」といったが、中断してしまったら脳の能力を向上させる臨界点を越えることができないことから、深い思考には至らない。まして、休憩のためにたばこを吸うなどは問題外で、たばこは百害あって一利なし。深い思考をするためには、中断しないでまとまった時間考える癖が必要。

② こつこつと毎日やり続けること。

何かを成したいと思うのであれば、継続して毎日やり続けることも大切。よほどのずばぬけた才能でない限り、人間の能力などはそう大差ないのだから、世の中で天才と呼ばれ大成する人と、そうでない人の違いは「やめずに続けられたかどうか」の違いでしかない。

③ 集中して取り組み、適度な負荷をかけること。夢中になって楽しむ。

たとえば鉄アレイを毎日5回持ち上げる人が、10年同じことを続けても筋肉はつかないが、毎日100回を半年続ければそれなりに筋肉もつく。つまり、ある程度の負荷をかけ集中して取り組まなければ、能力の筋肉はつかない。

本気でものごとに取り組まない人は、ある一定のレベルまでは達することができても、それ以上にはなれない。たしかに凡人が天才になることはむずかしいが、それでも彼らが天才的な成果を収められたのは、継続的努力を続けたからにほかならない。必死で取り組んでいる時には、人は夢中になれるもの。人生を楽しめる人とは、他律的時間を自律的時間に変えられる人。つまり、目の前の仕事を「会社や上司に言われているから」取り組むのではなく「自分はこれを習得したい」と自らの成長の糧としてとらえ、積極的に取り組むことができる人のこと。このバランスがとれば、仕事に夢中になれて最高の成果を収めることが出来、時間を有効活用できるのである。

人生は一度、悔いなく生きるためにも、“頭を良くする生活術”を身につけたいものです。

この書籍は、三笠書房より出版されています。早速購入して一読してみようと思います。

税理士 山 口 昇



税 務

今年も早いもので残すところあと三ヶ月をきりました。

今月くらいから保険会社等から年末調整に必要な保険料控除証明書が送られて来ると思われますので従業員さんへの周知と準備をお願いします。

今回は昨年度の税制改正で今年より適用になる「地震保険料控除（損害保険料控除が改組されました）」についてご紹介させていただきます。

●地震保険料控除の創設

昨年度の税制改正で、地震保険加入促進の政策のために、従来の損害保険料控除制度を改組し、平成19年度以降、所得控除制度として地震保険料控除制度が創設されました。

<制度の概要>

①対象となるのは、次のa.及びb.両方の条件を満たす地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金であること。

a. 居住者等が有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とすること

b. 地震等を原因とする火災等による損害に起因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金であること。

②平成19年分以後の所得税から保険料等の全額を総所得金額等から5万円を限度として控除されます。

③なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受ける保険料等に係るものを除く）に係る保険料等については、従前の損害保険料控除（最高1万5千円）が適用されますが、地震保険に係る保険料に関する控除と合わせて5万円を限度とすることになっています。

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
①地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
②旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額 ÷ 2 + 5千円
	2万円超	1万5千円
①②両方がある場合		①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高5万円）

詳しくはお気軽に当事務所担当者までお問い合わせ下さい。

一倉定の経営心得シリーズ

その八十四

新商品・新事業の開発は、
「易より難に入る」の原則に従って、
考えるのが得策である。

新商品・新事業開発を、やさしい順序にあげていくと、

一、現在の市場に新商品を投入する。二、現在の商品をひっさげて新市場に進出する。三、新商品を開発して新市場に乗り出す、ということになる。

一の場合の新商品とは、必ずしも新規開発商品でなくてもよい。すでに世の中にあつて、まだわが社が取り扱っていない商品でもよいのだ。この場合気をつけなければならぬのは、お客様の要求のどの部分を満たすのか、ということである。あれもこれもと中途半端な商品構成となつてしまふからだ。二の新たな努力は、販売だけである。しかし他業界に進出する時に「これまでの業界の占有率を下げない」ということを絶対に忘れないことだ。

三は非常に難しい。何もかも新しなくめだからだ。初めのうちは小規模に行い、三年は収益を二の次にして勉強する覚悟が必要である。

雇用保険法が変わります！

1 雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】 ・短時間労働者以外の一般被保険者
⇒ 6月(各月14日以上)
・短時間労働被保険者(週所定労働時間20～30時間)
⇒ 12月(各月11日以上)



【新】 **雇用保険の基本手当を受給するためには、
週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、
12月(各月11日以上)
の被保険者期間が必要。**

※ 倒産・解雇等により離職された方(注)は、
6月(各月11日以上)が必要。

(注) 詳しい条件等は、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- 平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】 休業期間中 30% + 職場復帰後6ヶ月 10%



【新】 休業期間中 30% + 職場復帰後6ヶ月 20%

※ 育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます(平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用)。

3 教育訓練給付の要件・内容が変わります

- 本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
- また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
- いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】 被保険者期間3年以上5年未満 20% (上限10万円)

被保険者期間5年以上 40% (上限20万円)



【新】 被保険者期間 **3年以上** **20% (上限10万円)**

(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



経営者のための生命保険講座 第107回

今回のテーマ

サラリーマンと自営業



自営で働いている方は、「自由」や「やりがい」を手に入れることができますが、その分「保障面」ではやや不安があるようです。今回は、サラリーマンと自営業で働く方との保障の差についてご紹介いたします。



サラリーマンです。社会保障はあるし、お給料も安定。毎年9月には健康診断を受けています。

自営業の大工です。老後の年金がちょっと心配らて。健康診断？言われてみれば、長いこと受けてないなあ。



給料

ボーナス

退職金

有給休暇

売り上げ(利益)

~~ボーナス~~

~~退職金~~

~~有給休暇~~

政府管掌健康保険
組合管掌健康保険
(自己負担3割)

厚生年金加入

定期健康診断

雇用保険

国民健康保険
(自己負担3割)

国民年金加入

~~定期健康診断~~

~~雇用保険~~

以上のように、改めて保障の差を見てみると、自営業の方は「保障面」についてご自分での準備が必要となってくるのがわかります。当事務所でも状況に合わせたいろいろなご提案ができると思いますので、まずはお気軽に声をかけていただければと思います。

ご存知ですか？

小規模企業共済制度

この制度は、個人事業者や会社役員の皆様を応援する国の制度です！

特徴その1

掛金が全額所得控除となります。

小規模企業共済掛金控除として全額控除できますので、その分課税対象所得が減り、**節税**となります。

特徴その2

受け取る共済金を「一括」「分割」「併用」と選べます。

退職所得や公的年金等として取り扱われますので、退職所得控除額、公的年金等控除額の部分について所得税が発生しません。この分も**節税**となります。

特徴その3

担保、保証人不要の貸付制度があります。

納付した掛金合計額の範囲で各種事業資金等の貸し付けを受けることができます。

特徴その4

掛金金額、支払方法も選べます。

月額1,000円～70,000円まで500円単位で選べます。月払だけでなく、半年払や年払も可能です。

中途での増額、減額もできますので、状況に合わせて**無理なく続けられる**仕組みです。

加入条件、その他、詳しい内容については、各担当者までお気軽にお問い合わせください。

この方法で売上高を得意先毎に確認しています！！

その3 Y社(金型製造業)の場合

Y社の社長はFX2を導入して変動損益計算書を活用しています。
売上高や**限界利益(粗利)**そして**経常利益(最終的に手元に残るお金)**が前年と比較してどうなっているのかに注目しています。
 社長が特によく見ているのは売上高の伸びです。売上高を得意先毎に分けて入力しているため、「41・全社業績の問い合わせ」画面から一目で得意先毎の前年同月売上高と当月売上高、当月予算とを比較することが出来ます。その後、当期と前期の各月売上高をグラフを見て確認しています。分かりやすい画面でいつでもタイムリーに確認することが出来るため大変喜ばれています。また売上高を得意先毎に分けて入力することで、売上帳の役目も果たしています。

ここをクリック

コード	勘定科目名	当月	構成比	前年同月	構成比	対比	当月予算	構成比	対比
411	完成工事高	22,322	100.0	18,650	100.0	119.7			
412	新製製作所	9,239	41.4	12,101	65.0	150.0			
413	五沢工業	2,130	9.6	1,765	9.4	134			
414	その他	951	4.4	4,304	23.2	22			
415	売上割引・戻り金		0.0		0.0				

クリックすると...

ワンポイント

年月	当期	前期	差額	対比
18. 8	10,581	11,201	-620	94.0
9	30,027	30,870	-843	97.2
10	13,514	16,778	-3,263	81.1
11	20,940	14,320	6,620	146.3
12	22,272	15,735	6,537	141.6
19. 1	10,599	5,700	4,899	185.9
2	7,065	17,522	-10,457	40.0
3	18,153	15,582	2,571	115.7
4	16,272	6,288	9,984	220.5
5	12,851	13,001	-250	98.2
6	11,457	15,585	-4,128	68.7
7	22,322	18,650	3,672	119.7
累計	198,165	184,205	13,960	107.6
平均	16,513	15,350	1,163	107.6

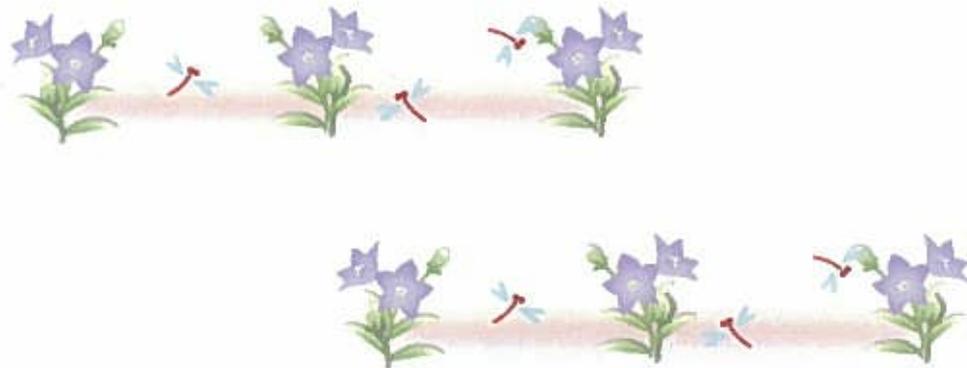
売上高総額だけでなく得意先毎に発生ベース、累計残高ベースで当月、前年同月比較も出来ます！！
 業績アップツールの一つとしてぜひご活用ください。

これからの研修

掃除に学ぶ会 三条市立大崎中学校 10月21日(日) 8:30 ~ 12:00

原点の会 三条商工会議所 11月2日(金) 9:00 ~ 12:00

TKC経営革新セミナー 加茂市産業センター 日程が決定しだいお知らせいたします



あ　と　が　き

食欲の秋、いろいろとおいしい果物がありますが、皆さんの好みは何ですか？梨にぶどうに柿にりんご…包丁いらすずでパッと食べられるみかんですか？

この一般的に「みかん」とひとくくりで呼んでいるものにもいろいろと品種があります。山川、宮本、大津4号、南柑20号…割と有名なのは「青島みかん」ですが、実はこれ、青島平十さんという人の名前からきています。他の品種も人の名前からというものが多くありますが、全国に名前をとどろかせるなんて、考えてみればすごい事ですよ！

そんな風に、良い意味で名前を残せるような仕事ができるぐらい、私も日々精進しないと…。

西 丸 保 幸

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	



関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp